

この観点からの検討を積み重ねてきております。具体的にいえば、例えば私ども税の世界の問題について取り上げてみますれば、例えば租税特別措置につきましては、平成七年度改正、平成八年度改正におきまして、この附則があるということを十分踏まえての議論を積み重ねてまいりました。また、消費税の課税の適正化に関しましても、平成六年の税制改革で大きく前進しておりますが、八年におきましても可能な限りの手当てをしてきているところでございます。

の中にもありましたように、そもそも税制改正論議がなぜ始まつたかということを考えますと、これは今もちょっと触れられましたが、今後の少子・高齢社会に対応した福祉財源が必要になるはずだと。だから、それをどう確保していくか、あるいは対応していくかということでこの税制改革論議がスタートをしたと思うんですね。

して御論議いただいだわけでござります。
ただ、当時、さらに福祉の問題について、実施するまでの、この実施というのが、景気の観点から減税を先にしまして消費税の税率アップはおくらせましたので、その間に十分議論する暇があるではないかということから、附則によりましてその間に福祉の点を中心に四項目について議論を

思うんですよ。ですから、私が申し上げているのは、そういう形でできちつと結論を出してお示しをいただきたい。したがって、その結果として将来のある程度の福祉財源も今の税で貯えるんだ、しがつて消費税の税率は五%なんですよ、こういうことであれば、そういう結論を示していただければいいと思うのであります。

八年におきましても可能な限りの手当でをしてきて
いるということでございます。
したがいまして、税制に関しましてはある意味
で、きょうの御論議をいただき四月一日から実施
に移せるとということとなれば、一つの山を越えて
きていると考えられます。

ただ、四項目のうち一番大きな問題と考え方
するのが社会保障等に要する費用の財源を確保す
る観点でございます。この点につきましては、厚
生省を中心いたしまして、平成六年十二月に新
ゴールドプランの策定、また同じく平成六年十二
月に緊急保育対策等五ヵ年事業の策定等が決めら
れ、八年度予算におきましても引き続き推進され
ている。それから、介護保険の関係が平成七年、
八年と議論されてきておりまして、その結論を今
待つておられるというような状況でございます。

そういう経過からいふと、少なくとも福祉ビ
ジョンとかあるいは福祉財源をこれからどうして
いくか。今新ゴールドプランとか介護保険のお話
もありましたが、こういうことを総合的に勘案し
てきつつと整理をして、その上で将来の財源、こ
れでいけますという数字をそもそも決めようとい
うのが今回の趣旨ではなかつたかと思うわけであ

をと、こういうシステムであつたかと思います。
そういう意味で、この二年間、各項目について議論をしてきました。福祉につきましても議論は横み重ねられてきておりまして、最終的には介護保険の話等がどうまとまるかということになると、新たな財源を必要とすることについて国民の理解をいただけるほどのイメージで出てこなければ、税率アップということにはなかなか国民の理解は得られないだろうという状況にあろうかと思ひます。いずれにしましても、厚生省を中心にしてこの問題やっておりますので、その点を踏まえて考えていただきたいと思っております。

が、それを見守つてい�まで来年四月は今法律に書いている五でいきますというのは、これは当時の議論の経過からいうとおかしいんではないから、國民はやっぱりそれなりの結論を出してもらうということを受けとめているはずありますから。この点についていかがでしようか、大臣、ちょっとと確認をしたいと思うのであります。

○國務大臣(久保宣君) この問題は、今お話がございましたように、急速に進展してまいります少子・高齢化の中で、社会保障をどのようにやっていくかという問題が政策の上では基本にあることはそのとおりでございます。

また、この平成六年十一月の税制改革の際には、主税局長も申し上げましたように、景気回復のための減税措置に見合う財源をどのように担保しておくかという問題もございました。これからこの問題をどのように考えていくかという検討条項に沿って、来年の四月にどうするかという問題

重ねをしてきております。ただ、大臣が先ほど御答弁いたしましたように、それらを総合的に集約して、全体としてどうするかを決定しなければいけない時期が来ている、近づいているということでございます。この点につきましては、平成八年の九月三十日までにというこの期限を頭に置きまして、適切な時期に、政府として与党とも十分議論の上、国民に対して結論を発表する時期が来るというふうに考えております。具体的にまだそれを申し上げられておりません。具体的にはまだそれを申し上げられる時期には来ていないということでございます。

○直嶋正行君 今の御答弁をお伺いしますと、ちよつとあいまいなんですけれども、その御答弁

いう本来の趣旨に沿った結論が導き出されてくるのか、非常にこれは心配であります。この点どうでありますようか。

○政府委員(薄谷信明君) 平成六年の税制改革の御論議をいたしましたときに、税率をどうするか、このときには税制の構造的な改革ということでありました。そこで、所得課税につきましてフラット化をしていく、これに要する費用を消費課税の方で賄っていく、こういう税制の構造改革がこれから我が国の国民生活あるいは経済にとってプラスであるということを決断させていただいたわけで、金額的には減税分見合いということで、五%までは国民の皆様に御理解いただけるということでセットと

申立てを行なって、たゞ、その結果はおわかれしませんのですよね。要するに、今ちょっとお触れになりましたが、あのときに、当時の武村大蔵大臣も答弁の中で、本来は福祉ビジョンとか行政改革の数字を詰めて税率を決めなきゃいけないんだけども、今回は時間がなくて詰め切れなかつた、だからこの検討案項を入れたと、こういう答弁をされているんですよ。

ですから、これは要するに、九月三十日までに本来詰めなきやいかねかつたこと、これをやつてきちつと国民に御報告を申し上げて、必要なものは必要であると、こういうふうに言わなきゃいけないわけですね。これは税務当局だけの責任ではなくて、私は政権全体としてのやっぱり責任だと

○直轄正行君 いや、ですから大蔵大臣、そこ
す。
から、来年の四月一日、法定されております消費
税五%を実施いたしました場合でも、税制は、そ
の後税制全般にわたってやはり絶えず見直し、検
討が続けられていくことにならうと考えております
から税制そのものの中での消費税のあり方の問
題、そして、特に今、日本の場合には財政再建が
緊急の課題として迫られています。この財政再
建を進める中でどのように考えたらいいのか。
非常に多くの重要な要素が絡み合っておりま
すだけではなくて、私どもとしては、社会保障関係
の費用をどのように見ていくかという問題、それ

○南嶋正行君　今の御答弁をお伺いしますと
ちょっとあいまいなんですが、その御答弁

○政府委員(薄井信明君) 平成六年の税制改革の御論議をいたしましたときに、税率をどうするか、このときには税制の構造的な改革ということで、所得課税につきましてフラット化をしていく、これに要する費用を消費課税の方で賄っていく、こういう税制の構造改革がこれからのが国の国民生活あるいは経済にとってプラスであるということで決断させていたいたわけで、金額的には減税分見合いでということで、五%までは国民の皆様に御理解いただけるということでセットと

数字を詰めて税率を決めなきやいけないんだけど、今日は時間がなくて詰め切れなかつた。だからこの検討条項を入れたと、こういう答弁をされているんですよ。

ですから、これは要するに、九月三十日までに本詰めなきやいかぬかつたこと、これをやつてきちつと国民に御報告を申し上げ、必要なものは必要であると、こういうふうに言わなきやいけないわけですね。これは税務当局だけの責任ではなくて、私は政権全体としてのやっぱり責任だと

○直轄正行君 いや、ですから大蔵大臣、そこ
す。 題、そして、特に今、日本の場合には財政再建が緊急の課題として迫られています。この財政再建を進める中でどのように考えたらいいのか、非常に多くの重要な要素が絡み合っておりま
から、来年の四月一日、法定されております消費税五%を実施いたしました場合でも、税制は、その後税制全般にわたってやはり絶えず見直し、検討が続けられていくことにならうと考えております。

○南嶋正行君　今の御答弁をお伺いしますと
ちょっとあいまいなんですが、その御答弁

には減税分見合いということで、五%までは国民の皆様に御理解いただけるということでセットと

ないわけですね。これは税務当局だけの責任ではなくて、私は政権全体としてのやっぱり責任だと

○直嶋正行君 いや、ですから大蔵大臣、そこのす。

最後のくだりのところがやつぱりおかしいと私は思ふんですよ。要するに、税制は税制として見直しを続けていく、こういう話ではなかつたはずなんですが、税制改革をやつたときの議論は、要するに、もうちょっと申し上げますと、少なくともこれから高齢化社会に向けて、やはり福祉にお金が必要る。財政的にもいろんな問題がある。しかし、その中でどうやって財源を生み出していくのかという議論がなされて、二十一世紀になる前のこの九〇年代の間にやはりそれなりの準備をしておかなきやいけない。そういうことでスタートしたはずなんですね。そして、本来ですと平成六年のあの段階で、先の見通しも含めて、これはもちろん何かあれば変化はあるかもしません、一応先の見通しもつけて、福祉財源としてこれだけ必要でありますから、あるいは政府はそのためにはただ行政経費をカットして対応しますと、ですから税率として例えば何%の消費税といふことでお願いをしたいということでなければいけなかつたはずなんですね。

ところが、今お話しになつたように、景気の問題もいろいろあつたかもしれません、それをこうとしの九月まで先延ばししたわけですよ。ですから、これは政権としての総合的な政策の問題としてきちつと国民に九月三十日までに示していくなければいけない。その責任があると思うんですね。当時は久保大蔵大臣じゃなくて武村大蔵大臣でありましたから、少なくとも私は政府にはその責任はあると思うんですよね。ですから、結局五%でいいって肝心の部分が、今、介護保険の議論をされたりいろんな状況がありますからもうちょっと見守つていきますということでは、これはそうではないはずだと。

ましてや、後ほど財政の問題についてはまた御質問させていただきたいと思いますが、財政も今こういう状況でありますから、なおさら私はきちんとお示しをいただく、結論を出していただだく、こうすべきだと思うのであります。そして、でき得ればそういう結論を出してきちつと国会に

御報告をしていただき、このことが必要ではないかというふうに思つております。
○政府委員薄井信明君 御指摘のとおり、附則に書いてありますことですから、私ども四項目につきまして一定の時期に、これまでの二年余の検討状況を集約いたしまして国民の皆様にわかるよ
うな形でお示しすることは当然だと思つております。

そのとき、どこまでの内容がそれぞれの分野について言えるか、これは今重ねてきているところであるとして、現時点では申し上げられない状況にあるということです。福祉についても、今後の福祉にどれだけお金がかかるのかということにつきましては厚生省を中心に議論をしてきております。また、具体的に国民の理解を得るために、それぞれの制度についてイメージのわかるものが出てこない限り、少なくとも消費税率をさらに上げることについて御理解を求めるのは難しいかと思っております。

したがって、どういうものがまとめられるかということにもかかわってくるということを申し上げたところでございまして、いずれにしましても、四項目について御報告を国民の皆様にしていかなければならぬと思っております。

○直嶋正行君 この点は、ちょっとくどいようですがもう一つ申し上げておきます。さつき薄井局長の御答弁の中にもありました、この前の税制改革、結局は、基本的には所得税のフラット化をやって、その部分を消費税のアップで対応したと。多少の財源は残ったかもしれません、基本的にはそういう内容であったわけです。ですかから、そもそもその議論からいうとほど遠い内容の改革であったと思うんです。確かに税の問題としての改革は一步前進かもしれません、それもやはり不十分な改革だったと思うのであります。

そうすると、当然残つてくるのは、大蔵省のこのいう将来の「財政の展望」の中なんかにも一部ちょっと表現が入っていますが、これからの中高齢化社会を考えたときに、恐らく多くの国民の皆さん

はいろんな意味で負担はふえるんだろうなという感じ的なものはあると思うんです。しかし、その場合にどういう政策を政府がやつてくれるのかなと、こういう部分もあると思うんです。

今、日本の社会を見ましても、不況が続いているということもありまして、非常に先行きに対する不安感というのが強いわけです。ですから、私は政治の責任として、この議論の経過をきちっと大切にしていただきて、しかるべき結論を出して国民の皆さんに明らかにしていただきたい。

確かに大臣がおっしゃったように、法定で書かれてる数字ですから、それを動かすというのはなかなか大変だし、まして、これはそうなるのかどうかわかりませんが、国民にさしに負担を求める話というのは十分な理解を得なければいけないわけですから、それだけにおさら私はここできつとしたものを出していただくということが非常に大事だと、この点くらいようありますか、重ねて御要望を申し上げておきたいと思います。

○國務大臣（久保宣君） 今、御意見のありましたことにおこたえできるようにならしたいと思います。

○直嶋正行君 それでは、統きまして、財政の方に少し質問を移してまいりたいと思います。

昨年の十一月十四日でありましたか、いわゆる財政危機宣言というのが出されました。これについてちょっとお伺いをしたいわけであります。

今いわゆる検討条項の中にも財政状況とかあるいは行政改革、財政改革という文言も入つてます。福井の問題を強調しましたが、同時に、やはりこれらからの財政という問題も議論をする非常にいい機会だと思っています。したがいまして、十分な議論をしていただきたい、こう思うわけであります。

まず、この間の財政危機宣言についてお伺いし

たいのであります。これは率直に申し上げます。気を悪くなさらずに聞いていただきたいと思ふんです。十一月十四日に財政危機宣言が出て、後にできた政府の予算では、赤字国債といいますか、赤字国債を含めた国債の発行が過去最高の二十一兆円という、これは私なんかの感覚からするとちょっと信じられないやり方なんですね。というのは、普通は、危機宣言をするということは、大変だから当然もう借金しないよということだと思いますんですよ。ところが、危機宣言が出来た後、過去最高の国債を発行する。もちろんこれはいろんな理由があることでしょう。

それで、もうちょっと申し上げれば、あえて二十一兆円という国債の発行が必要だったとしても、少なくともその発行を踏まえた危機の打開策というのが当然セットで出てこなければいけない、こう思うんです。ですから、私は非常に奇異な印象を受けたのですが、この点についてどういう認識でいらっしゃるのが、お伺いをいたいと思います。

○政府委員(伏屋和彦君) お答えを申し上げます。

今委員が言われましたように、昨年十一月の時点で、ちょうど九月末税収の判明を受けまして、財政事情の一層の開示を図るべく、平成八年度の財政状況の見通しについて当時試算を示しまして、その際一八年度の財政事情は容易ならざる事態に立ち至っている、八年度予算において特例公債の発行を回避することは困難である、そのような状況であればこそ、歳出削減に一層強力に取り組む必要があるということを発表させていただいたところでございます。

その後の平成八年度予算編成におきまして、八年度予算におきましては、このような容易ならざる財政事情のもとで、景気とか国民生活の質の向上にも十分配慮しつつ、歳出削減などに一層強力に取り組んだところでございます。

具体的には、一般歳出につきまして從来にも増して洗い直しを行いまして、特に経常部門経費は

厳しく抑制し、対前年一・五%増と、昭和六十年度以降では最も低い伸びとなつたところでございます。その結果、一般歳出全体では対前年度一兆円を下回る増、二・四%増となりまして、最近では平成六年度に次いで低い伸びとなつたところでございます。しかしながら、このような歳出の抑制を図つたところではございますが、先ほど委員が言われましたように、なお特例公債を含めまして二十一兆円に上る公債発行に依存せざるを得なかつたわけでござります。

二十一世紀に向けて、このような事態を放置することはできないわけでございます。財政改革に取り組むことが喫緊の課題となつてきているわけで、八年度予算を地ならしといたしまして、新たな財政改革への歩きさらに進める必要があると考えております。また、年が明けまして、「財政改革を進めるに当たつての基本的考え方」、「財政の展望と財政改革の課題」という副題をつけさせていただいて、国会にも考え方を提出させていただいた次第でござります。

○直嶋正行君 今お答えがあつたんですけども、もう一つこの財政危機宣言についてお伺いしたいんですけども、改めてきのうもう一度これを読ませていただきましたが、率直に言つてこれの目的というのがよくわからないんです。

ここで財政危機宣言というふうに言われていますが、今ちよつとお話をの中にもありました、平成八年度の予算を作成するに当たつてのいわゆる歳出項目に對して臨む姿勢なのか、非常に構造的に財政は問題を持っているから、これからその部分の改革をやるよといふことなのか、何かちよつと読む限りは、どちらかといふと前者の方のウエートが大きいのかなという私は受けとめ方をしたんですよ。

ですから、そういう意味でいうと、確かに厳しいということとは書かれでござりますけれども、逆に言うと、さつきおっしゃつた「基本的考え方」の中にも書かれていますが、これから本当に進めていく上では非常にこれは大変な問題だと思うわ

けであります。そのための具体的な方策とか、いろいろなものがまだ出されていないわけですね。したがって、確かに危機感をお持ちのことはわからんではありませんけれども、なかなかこういうことではその危機が危機としてきちっと本当に伝わるのかなという心配がございます。

ですから、今の点について、例えば八年度に重点を置いて考えたことであれば、やっぱりこれからその構造的な問題をどうしていくかということをもっときっちりと掘り下げていかなきゃいけないと思うのでありますけれども、この点いかがでございましょうか。

○政府委員(伏屋和彦君) 今の点でお答えしたいわけでございますが、昨年の十一月、財政事情の説明ということで大蔵大臣の方から発言していただいたわけでござります。

それは、一つにはやはり八年度を取り巻く財政状況、そして八年度予算編成に取り組むいわば姿勢といいますか、課題ということをこの文書で指摘しつつ、同時にいま一方で、今後「中長期的」観点から行政方が果たすべき役割や守備範囲を見直していくことが避けることの出来ない課題であると考えられます。」という点も述べているわけでございます。

それを、年が明けまして、「財政改革を進めるに当たつての基本的考え方」ということで、さらに詳しく、また今後の財政改革の課題、中長期的な位置づけられた状況を詳しく述べて、考え方を示しているところでございます。

したがつて、昨年度のこの財政事情の説明は八年度とともに今後のことも述べておりますが、年が明けましての「基本的考え方」で、今後のことをざらに詳しく私ども考え方を示させていただいだところでございます。

ただ、先ほど先生が言われましたように、これから目標とか具体的な方策はどうかということになりますと、先般来大臣から御答弁申し上げておりますように、これから財政制度審議会とか国会の場での御議論を私ども踏まえまして検討して

いかなければならぬ、取り組んでいかなければならぬと考へてゐるわけでござります。

○直嶋正行君 今のお話で、これから議論を行うふうにおつしやられたんだけれども、例えばトントンのアメリカの財政計画を御説明されました。おとといの委員会でも、伏屋さんは答弁でクリントンのアメリカの財政計画を御説明されましたね。ああいうものの中に、例えば二〇〇二年を一応目標にして進めるということについては、あれは与野党含めてターゲットは合意をしていると。やり方はまだ詰まつていませんが、そういう例のお話があつたんです。

私は、この「基本的考え方」いろいろ言われていますけれども、特に実務当局としてはそういうものをつくって示していくことになれば、本当の意味での財政改革というのは進んでいかないんじやないかと思うんです。さつきの話にこだわるわけじやありませんが、この中でも、例えば税制の話なんかも、検討条項に沿つてこれらを進めています、検討を加えていきますといふ表現にまだどどまつてゐるわけなんですね。本当に危機を感じているなら、こういうところは歩も二歩も踏み込んで、少なくとも財政当局としての考え方を織り込んだ具体的なものを示していかなければいけないと思つております。

ですから、例えばさききちよつと例に挙げましたような、そういう目標をつくるようなことも含めてお考えの中にあるのかどうか、この点はいかがでございましょうか。

○政府委員(伏屋和彦君) お答え申し上げます。先ほど言いました、先般国会に御提出申し上げました「基本的考え方」におきましても、これから財政改革を進めるに当たりましては、一つ内容的に言いますと、歳出全般について支出が効率的に行われているだろかどうか、本当に真に国民生活の向上に役立つてゐるかどうかとか、そういう徹底した見直しを行いましてその節減合理化に努めることが不可欠であるということと同時に、さらには、将来にわたりまして構造的に厳しくなっております財政状況、またそれが見込まれる

わけでございます。これまででは財政支出が適当とされたいた施策につきましても、今日の情勢のもとでなお財政が関与すべき分野か否かという行財政の守備範囲の見直しの観点にも立ちまして、特定の分野を聖域とすることなく制度の根本にさかのぼって洗い直しを行うことが極めて重要な差し迫った課題であるわけでございます。

そういう考え方方に立ちまして、財政制度審議会とか国会の場での御議論を含めまして、一体どういう目標を立てたらいだらうかとか、それから、先ほど先生も言われましたが、どのくらいの期間の長さでこの努力をするのかとか、それから、先ほどの「考え方」に基づいて具体的にどういう制度改革なり、どういう歳出削減・歳出の合理化をしていくかということを幅広く議論を求めるながら検討を進めて、財政改革に強力に取り組んでいかなければならぬと考へておるわけでございます。

○直嶋正行君 今お話をあつたんですけど、ぜひこれは大蔵省は今後十年か二十年ぐらいもう鬼だと言われるぐらいに頑張っていただきたいと思ふんですが、そのときに大臣、私は、やっぱり一つどうしても必要なことがある、こう思ふんですね。

それから、今、審議会等にもその目標のつくり方なんかを含めて詰つていきたいというお話をございました。ぜひそれはやつていただきたいと思ふんですが、あるいは福祉に軸足を置いた形で多少費用はかかるけれどもその分はきちっと給付で面倒を見ていいきますよという政策をとるのか。今はそういう面で、日本の国民負担率というんですか、税金と社会保険料を合わせたものを見ますと、まだ歐米諸国に比べるとかなり低い水準であります。この負担率をどうするかというようなことにつな

がつてくるかと思つのであります。そういう一つの政権としての物の考え方といいますか、私はこういう社会をつくるんですよ、それに財政とかあるいは福祉だとか、当然税制というものが一体のようになつて実際には政策というのはつくつていかなきやいけないと思つわけであります。

ですから、実務当局は実務当局なりに努力をしていただくとしても、そういう意味での基本的な思想みたいなものは政治家がきちんと打ち出していく、こういうことが必要だと思うのであります。が、この点せひお願いしたいと思うんですけれども、大臣、いかがでございましょうか。

○国務大臣(久保宣吾) やはり財政の果たす役割と守備範囲をどのように決めていくかということが非常に重要なんだと考えております。そういう意味では、今後、税制それから歳出を伴います新たないろいろな政策、施策、こういうものの基本に座ります財政の役割と守備範団といふものを明確にして、それを政治的に判断をし、国民の皆さんとの御同意を得ることによって進めていくということは非常に大事なことだと考えております。とりわけ、これらの問題について政治のリードオフでこちらを立てればあちらが立たないという発想ではなくて、やっぱりこれはパッケージで考えて手を打つていかなければいけないと思うんですけど、この点どうでしょうか、私は思

レードオフでこちらを立てればあちらが立たないという意味で財政と景気対策のよくな、こういうことをトントンでござる。私は思想の転換が必要じやないかと思うんです。

○政府委員(伏屋和彦君) お答え申し上げます。財政の悪化がどういう要因でもたらされたのかということをいろいろ考えてみますと、現在、これらは国々におきまして一体どうして財政が悪化してきたかという要因として考えらえかと思つております。

○直嶋正行君 ぜひお願いをしたいと思います。

それからもう一点、財政の問題でちょっと申し上げたいのですが、結局なぜ今、日本の財政がこんなに急に悪化したかといいますと、バブル崩壊以降いろいろな経済対策を打つてまいりました。そのことによつて、もちろん不況で税収が落ちたということもあります。そういう構造の中で急速に悪化したと思うのであります。

そういう経過を見てみると、私はこれは財政当局にお伺いしたのであります。財政当局の頭の中にも、歳出削減とかあるいは財政を立て直すということ、いわゆる景気対策で積極的にいろいろ手を打つていくということ、この両者の関係というのはトレードオフの関係にあるんだと、

だからこの数年間はやっぱり景気対策が優先されただらしょがない、こういうお考えとか気持ちがあるんじやないかと思うんです。その面はあると思うんですが、しかしバブルが崩壊した後、やっぱり世の中は変わつたと私は思つてます。今までのように例えば景気が回復したらどつと税収がふえるということではないと思うんです、名目と実質の差も随分小さくなつてきてるわけありますから。

そうすると、本当に財政を立て直そうとすれば、財政と景気対策のよくな、こういうことをトントンでござる。私は思想の転換が必要じやないかと思うんです。

○直嶋正行君 私の持続時間が来ましたのでこれで終わりますが、いろいろと財政の問題についても、きのう御連絡をした質問のまだ半分ぐらいしかやつておりませんので、また次の機会に改めて議論をさせていただきたいと思います。

これまでございました。

○渡辺孝男君 平成会の渡辺でございます。

まず、租税特別措置法の一部改正に関連して久保大蔵大臣にお尋ねいたします。

最初は消費税改正についてですが、平成六年度に本制度の抜本的改革がなされました。この中で、消費税導入時に指摘されていたいわゆる益税率も同様の趣旨からと理解しておりますが、一連の改正の理由について、改めて久保大蔵大臣より御説明いただければと思います。

○政府委員(薄井信明君) 平成六年の税制改革におきまして、消費税につきまして税率の引き上げとは別に中小特例の是正をしております。この点についての御指摘でございますが、累次の税制調査会の答申におきましては、消費税といつたような間接税の仕組みの中に、これを事務として行う事業者の事務負担のことを考えなければならぬ、これは否定できませんが、したがつてそれ自体には合理性はあります。その方につきましては制度の公平性、簡素性との間

いすれにいたしましても、これは先般もこの委員会でお答え申し上げましたのですが、最近の先進国の認識いたしましても、結局は、経済活性化させまして中長期的な経済成長をもたらすためには、各国ともできるだけ速やかに健全な財政体質を回復していくことが極めて重要であるという考え方になつてきているわけでございます。

そういう意味で、私どもいたしましても、やはり今後長い目で見ての経済の活性化、成長という意味で財政体質を改善していく、財政改革に全効力を挙げて取り組んでいく必要があると考えるわけでございます。

○直嶋正行君 私の持続時間が来ましたのでこれで終わります。

まず、租税特別措置法の一部改正に関連して久保大蔵大臣にお尋ねいたします。

最初は消費税改正についてですが、平成六年度に本制度の抜本的改革がなされました。この中で、消費税導入時に指摘されていたいわゆる益税率も同様の趣旨からと理解しておりますが、一連の改正の理由について、改めて久保大蔵大臣より御説明いただければと思います。

○渡辺孝男君 改正の目的が益税あるいはそういう今までのなれどできることを考慮してということあります。平成八年度の税制改正におきましては簡易課税制度のみなし仕入れ率について実情に合った見直しということを行います。また、限界控除制度の経過措置につきましても適正化をさらに図るということをさせていただいているところでございます。

○渡辺孝男君 改正の目的が益税あるいはそういう今までのなれどできることを考慮してということあります。その中の一つとして、医療機関でありますけれども、そういう意味であれば私もさななければならぬのではないか、そのように考えております。その中の一つとして、医療機関では消費税導入当初よりいわゆる損税が問題になつております。ますますその是正を求める声が大きくなつてゐるわけでございます。

御存じのとおり、社会保険医療に対する消費税は非課税となつております。そのため、医療費用、病院の建てかえ、あるいは高額な医療機器の取得にかかる消費税については、最終消費者とされる患者にそれを直接転嫁することができます。そのために、医療機関に係るこの消費税に関する方法がどうなっているかでございます。

し、その加算額が十分でなく、実際は消費者である患者にかわって病院が負担をしている、いわゆる損税が生じているというようになつております。

日本病院会が昨年、平成七年度に行つた調査結果では、一病院当たり大体消費税の負担額というものが三千五百円にも上つてゐるという報告があります。このように、現行制度では、患者のニーズにこたえ質の高い医療を提供しようと努力している医療機関ほど消費税を多く肩がわりしているというような矛盾が起つております。

そこで、大蔵省と厚生省にお尋ねします。そもそも税の問題をこのような診療報酬で補完するというシステムが無理なのではないかというように考えますけれども、この点に関して、今まで言われていたと思つんですが、もう一度お答えいただければと思います。

○政府委員(薄井信明君) 我が国の消費税は、ヨーロッパにおけるいわゆる付加価値税と同じ仕組みを持つものでございまして、今や世界的な潮流となつてゐる間接税でございます。

この付加価値税方式の消費税の基本的な仕組みは、委員御承知のとおり多段階で、前段階の税額を控除していくという仕組みをとることによつて経済活動に対し中立的な負担を求めるという制度でございます。そういう基本的な仕組みを持つこの消費税、付加価値税制度におきましては、売り上げについて非課税にした場合には、仕入れにかかる税金を控除するということは仕組みようがないと、仕組むことがこの制度、消費税を否定することにつながつてくるというよな面がござります。

したがいまして、非課税の分野をなるべく少なくすることがこの制度の本来の方向かと思います。ただ、事柄によりましては累進性とかいろいろな問題がありますので非課税にした方がいい分野もあるということで、医療関係のサービス、社会保障医療サービスにつきましては政策的配慮として消費税が非課税になつております。非課税に

なりますと、先ほど申し上げましたように仕入れにかかる税金は控除できないという仕組みがついてくるということになります。

そこで、これは医療にかかわりなく、じや非課

税対象となつてゐる商品についてはどういう値段の売り方は、仕入れにかかっている税金を上乗せした価格で売るということが、消費税あるいは付加価値税方式の制度のもとでの物の値段のつけ方になります。

ここで医療の話に戻りますと、我が国では自由診療と社会保険診療報酬の二つの世界がありまして、自由診療の世界でありますと話は別なんですが、この社会保険診療報酬の世界ではそれぞれの

お医者さんあるいは病院が医療サービスの値段を自分で決められない。これは社会保険診療報酬制

度で決まつてくるということですので、消費税が仕入れにはかかつて、しかし売り上げにはかかるといふ中で、医療サービスの値段である社会保険診療報酬を適正に定めていたくことでこの問題はクリアできるという仕組みになつておる。ということで、平成元年に消費税が導入された際には、社会保険診療報酬につきましてこの点を加味した診療報酬が定められ、その後の改定においてもその点が反映されているというよう

とも承知しております。

御指摘ございましたが、税制で措置できなかつたがいまして、どういう意味では厚生省さんともきちつたがいまして、その点が加味されて無理な負担にならないようしていくことは大切だと思います

と議論しつつ、その点が加味されると問題になつてくるという整理になるということでございまます。

○説明員(下田智久君) ただいまの医療の診療報酬につきましての考え方とは大蔵省から

御説明があつたとおりでございますが、もう少し具体的にどのような形で手当てをしたのかについて御説明をさせていただきたいと思っております。

消費税の導入に合わせまして診療報酬の改定を行つたところでございますが、その際には、消費税導入当時の治療材料あるいは医薬品等の価格の動向、あるいは消費税を導入しましたときには消費税がかかっていない一定の在庫がございますので、そういったことを勘案いたしまして、薬価につきましては医療費ベースで〇・六五%、医療材料等にかかわります診療報酬につきましては〇・一一%、合わせまして医療費ベースで〇・七六%の引き上げを行つたところでござります。

また、その後四回診療報酬の改定を行つておりますけれども、薬につきましては、医療機関に納入されます価格を消費税抜きの実勢価格で調査をいたしまして、それに消費税分を上乗せしたものと新薬価とするというルールをつくつておるところでございます。また、材料等の診療報酬につきましては、医療経営実態調査を一年に一回やっておりますけれども、その中では消費税込みの形で収支を見ておるところでございまして、その收支状況に沿つて改定幅が決まつておるということでござります。

したがいまして、全体としましてはこの四回にわたる診療報酬改定で適正に消費税分は手当てをしていくふうに考えておるところでございまます。

○渡辺孝男君 今御説明があつたわけだけれども、四月からまた改定になるわけです。今までの経過から見ますと、そのような実際の調査をしてみると、十分な消費税が診療報酬にちゃんと反映されていないという実態があるわけで、今回改正になりましてさらに今度消費税が五%に上がるということになりますと、今までの調査からいけて、税負担の公平確保とという観点から発泡酒全

体の課税制度について見直しを行つたものでござります。

○渡辺孝男君 それにつきまして、新商品を開発してきた産業界からは、企業の努力を無にするものだ、あるいはこれからベンチャービジネスが盛んになつてくると思うんですが、そういうベンチャービジネスに対して矛を揃むようなものだと

とした実態調査をして適正に診療報酬というものに含めていただきたいというふうに考へるわけであります。

時間があつたので次の話題にいきますけれども、発泡酒にかかる課税の適正化の方に移らせていただきます。

今回の発泡酒の課税強化は、今まで低税率をメリットとして生かしてきた商品、発泡酒の消費量が急激に増大したということで、これに対しても確かに課税強化というような形になつたよう批准されているわけですから、急にあるいはにわかに言われるような課税がされることになります。

○政府委員(薄井信明君) お答えいたします。

麦芽を原料の一部といたします発泡酒につきましては、近年、ビールに果汁を加えて香りなどをつける、あるいは味をつけた商品、フルーツビールといったようなものがありましたし、これまでとは質の違う多様な商品が提供されるようになつてきているわけですが、今御指摘のように一昨年ごろから、品質的には非常にビールに近似しているビールと同様に、あるいはその代替品として飲まれるようなものが急激に増加してまいりました。

そこでは、ビールとそつしたビールとまがうような発泡酒との税負担の問題が新たな問題として頭在化してきたという実態がござります。今回の改正は、このよだ最近における発泡酒の生産とか消費の状況が急激に変わってきたことを踏まえまして、税負担の公平確保とという観点から発泡酒全體の課税制度について見直しを行つたものでござります。

○政府委員(薄井信明君) 新たな技術開発とか市場開拓の企業努力というもの、あるいは新製品を開発していく努力というものに対しましては敬意を表すべきものであると私どもも思っております。

ただ、一方におきまして、税制、特に個別の物品に対する消費課税におきましては、その消費者に負担を求めるものでござりますから、そういう観点から、同種、同様の品質のものに対しては同じ負担を求めることが税としての basic 理念である中立性とか公平性に合うものであると考えております。

そういうことから、これまでも技術革新等による新商品とか代替品が出てきたときには税負担の公平確保のために対応をしてきたわけございまして、今回もその一環であるというふうに御理解いただきたいと思います。税制としまして、国民全体の理解を得るためにこうした努力は怠つてはいけないものと考えております。

○渡辺孝男君 具体的に細かく分析するところが難しい面ではございますが、私どもなりに計算をいたしてみますと、十月から実施する初

年度につきましては二十億円程度、平年度で五十億円程度の増収にならうかなと思っております。

ただ、今回の改正というのは、発泡酒の生産とか消費の態様ということに顧みまして、税負担の公

平確保の観点から行うものでございまして、歳入確保の観点からの増収が目的ではないということは御理解賜りたいと思つております。

また、関係企業に影響がないとは申せんけれども、このことにつきましては去年、おとと

し、この商品が出回り始めてから私どもは税制調査会なりいろいろな場でこの点については、予告

と言うのも変ですけれども、私どもの考え方をあらわしておりますと、その影響は最小限にとどめいただけているのではないかなどと思っております。

○渡辺孝男君 次いで、久保大蔵大臣にお尋ねします。

今後の酒税率の変更の基本理念としまして、

しおちゅうのWTO提訴問題との関連で、アルコール度数による課税への移行の方針をとるの

か、それともこれまでどおりの分類差等課税方針でいくのか、もし現時点で政府の方針が決まっておりましたら、そのお考えをお聞きしたいと思

います。

○政府委員(薄井信明君) 現在の酒税制度は、各酒類の消費の態様等を考慮いたしまして、消費者に公平な負担を求めるということから、原料だと

か製造方法等によりましてお酒を分けておりま

す。分類いたしております。

この分類した各酒類の品質とが価格水準に応じて異なる、いわゆる量に従うという字を書きますが、従量税率を適用しております。かつては従価税制度も持つておったんですが、世界の潮流に伴う医療費は約一・二兆円ですけれども、労働損失、交通事故、犯罪などを含めたいわゆるアルコール関連問題によつて生じる経済的損失は約十九八年の分析では、アルコールによる健康被害が一倍の十二兆円にも上つておるというふうに言われております。

本邦においても、昭和六十二年度の医療費についての分析では、トータル七兆八千億円の一八%

上げたように、その従量税率は各酒類の品質とか

価格水準に応じて定めています。現在で

今御指摘いたしましたように、純アルコール

の含有量を基準とした課税方式というのが欧米諸

国での蒸留酒の課税に見受けられます。この課税方式をとりますとどういうことが生じるかといいま

すと、含有アルコール量が同じであれば同額の税

負担をいただくということになります。そうしま

すと、価格が高いものの税負担は低くなる、逆に

価格が低いものほど税負担は高くなるということ

で、消費者に対しても公平な税負担を求めるということからすると問題があると私どもは考えておりま

す。従量税制度をとりつも、この点について

は今後とも配慮していくべきだと考えております。

なお、日本の現行制度のもとにおいて、同一の酒類の中ではアルコールの度数が高くなれば税率が加算されるというシステムになつております。

そこで、そういう意味では一部にアルコール分に応じた課税という考え方に入っているということは否定できないところでございます。

なお、EUのお話もちょっと出ましたが、EU諸国におきましては、特に蒸留酒についての酒税

について純アルコールの含有量に応じた課税が行われていますけれども、蒸留酒以外のお酒だとか幅広く見てみると、必ずしもアルコール度数課税で統一されているとは言えないと私どもも見ております。

○渡辺孝男君 先進諸国ではアルコールによる健康被害あるいは経済的損失が大きな社会問題となつております。

米国での一九八三年、ちょっと古いんですが

一九八三年の分析では、アルコールによる健康被害

に伴う医療費は約一・二兆円ですけれども、労働

損失、交通事故、犯罪などを含めたいわゆるアル

コール関連問題によつて生じる経済的損失は約十

倍の十二兆円にも上つておるというふうに言われております。

本邦においても、昭和六十二年度の医療費につ

いての分析では、トータル七兆八千億円の一八%

上げたように、その従量税率は各酒類の品質とか

価格水準に応じて定めています。ただし、今申し

ますと、従量税率は各酒類の品質とか

価格水準に応じて定めています。

ささらに、平成六年十月十七日に提出をされまし

た中央酒類審議会報告、「アルコール飲料として未成年者の飲酒防止や適正飲酒等の観点か

ら、社会教育や販売方法、広告宣伝のあり方な

ど、酒類の社会的な管理のあり方につきましての基本的な考え方が示されておるところでございます。国税庁といたしましては、同報告の趣旨を踏まえまして酒類業界を適切に指導してまいる所存でございます。

○説明員(笠本健君) 先生御承知のとおり、近年の厳しい現代社会においてさまざまなストレスにさらされておりまして、アルコールの消費量も増加傾向となつております。それに伴いアルコール依存症等のアルコールに起因する健康障害も増加しておりますところでございます。

現在、アルコール関連の対策といたしましては、一般国民に対するアルコール飲料及び飲酒に起因する疾患等の正しい知識、アルコールを飲む場合の適正な飲酒、未成年者に対する酒害に対する知識の啓発普及、大量飲酒者等のアルコール関連問題に悩んでいる方及び家族等を対象としました精神保健福祉センターでの相談、指導、それと医師、看護婦等のアルコール関連問題対策より一層の予防及び診断、治療に関する研修、そして断酒会等、民間団体の育成、指導等を実施しているところでございます。

今後とも、飲酒に起因する健康被害の予防、適正飲酒の推進、アルコール依存症者に対する適正な医療等、アルコール関連問題対策のより一層の充実を図るよう努めてまいりたいと考えております。

○渡辺孝男君 大事な税源でありますから、今後とも健康被害とのかかわり合いで検討していくべきたい。特に、酒類に関して規制緩和がかかつてくると思うんですけども、そういう面でも健康被害に対する配慮を行つてほしい、そのように思います。

次に、関税割り当て制度の改正に関して御質問いたします。

今回の改正で、平成八年度の牛馬からの皮革、革靴の関税割り当て数量が前年度比で一五%から二〇%拡大するというふうになつております。最近話題になつております狂牛病というものが英國でござります。

で多數発生しまして、感染した牛肉より人への感染の危険が指摘されて問題になつております。そこで、念のためにお聞きしたいんですけれども、英國本島よりの皮革、革靴の輸入というようなものはあるのでしょうか。また、もしあるとすれば、その安全性に関して当局の認識をお伺いしたいと思います。

○政府委員(久保田勇夫君) 英国からの革あるいは皮革等の輸入についての御質問でございます。このところ最近の資料が一九九五年というところでございまして、御質問の趣旨は、恐らく中身としては、一つは牛の原皮の輸入というのがございります。この原皮と申しますのは、生鮮のもの、いわば生のもの及び乾燥等の保存処理をしたものでなめし等の加工処理をしていないものと、こういうことでございまして、これの英國からの輸入が約七千万円、具体的にもう少し詳細に申し上げますと七千三十四万五千円でございまして、これは全体が四百六億ちょっとでございまので、全世界の輸入から見ますと〇・一%ということでございます。

さらに、それよりも少し加工いたしました皮革、これはなめしたもの等でございますけれども、この牛の皮のなめしたもの等の輸入は約五億円、具体的には四億九千七百四十万円でございまして、これは全体の輸入が八十四億程度でございまますので、全世界からの輸入の五・九%が英國から來ている、こういう状況でございます。

安全性につきましては関係省庁から答弁があると思います。

○説明員(青沼明徳君) 原皮の安全性についてでございますが、牛海綿状脳症、いわゆる狂牛病は一九八六年に英國で初めて確認されました。神経症状を呈しまして、発病後二週間から六ヶ月で死んでおります。

日本では、近年、輸入した血液製剤に本疾患者の血液が混入していたということで自主回収がなされたという事実があります。今後、HIV感染症蔓延の二の舞にならないよう、これを契機に早急に予算措置を講じていただき、例えればブリオン病予防対策班などを形成していただいて万全の体制をとるよう、大蔵省、厚生省、農水省など関係する部門に強く要望するものであります。

つきましては、関連省の現在考えておられる予防対策につきまして簡単にお教えいただければ幸いです。厚生省と農水省が関係ありますかね。

○説明員(青沼明徳君) 英国の牛海綿状脳症が話題になつておりますが、農林水産省におきましては、英國からの牛肉関係の輸入品につきましては昨日よりすべて禁止いたしたところでございました。

○説明員(松原了君) お答えいたします。

最初に、狂牛病と、人間で発生いたしますクロイツフェルト・ヤコブ病につきましては、必ずしも同一のものとは断定されておらないことを御説明いたしたいと思います。

また、クロイツフェルト・ヤコブ病につきましては、遲発性のウイルス感染症説ですか、ブリオンと呼ばれますたんばく質が病原体ではないかという説がござりますけれども、まだ明らかになつております。

我が国は、海外から輸入されます動物、畜産物、皮につきましても、家畜伝染病予防法の規定に基づきまして、輸出国政府機関の発行します検査証明書の確認及び輸入検査を実施いたしまして、家畜伝染病に汚染されていないのみ輸入を認めているところでございます。

○渡辺孝男君 この狂牛病はブリオンという一種のたんぱく質が感染因子と推測されています。人ではクロイツフェルト・ヤコブ病など急激な痴呆症状を呈して死亡する重篤な脳疾患を引き起こしております。まだ詳しい感染経路や治療法はわかつておりますので、特に注意を払う必要があるというふうに考えます。

日本では、近年、輸入した血液製剤に本疾患者の血液が混入していたということで自主回収がなされたという事実があります。今後、HIV感染症蔓延の二の舞にならないよう、これを契機に早急に予算措置を講じていただき、例えればブリオン病予防対策班などを形成していただいて万全の体制をとるよう、大蔵省、厚生省、農水省など関係する部門に強く要望するものであります。

つきましては、関連省の現在考えておられる予防対策につきまして簡単にお教えいただければ幸いです。厚生省と農水省が関係ありますかね。

○説明員(青沼明徳君) 英国の牛海綿状脳症につきまして簡単にお教えいただければ幸いです。厚生省と農水省が関係ありますかね。

○説明員(青沼明徳君) まず、きょうは第一に、租税特別措置法の一部改正のうちの土地税制について御質問をさせていただきます。

○益田洋介君 平成会の益田でございます。

以上で質問を終わりたいと思います。

○渡辺孝男君 最後ですけれども、新しい感染症とということで、家畜から人への感染も非常に疑わしいということでありますので、日本に蔓延しないようになるべく適切な措置がなされるよう切に望むものであります。

以上で質問を終わりたいと思います。

○説明員(松原了君) お答えいたしました。

最初に、狂牛病と、人間で発生いたしますクロイツフェルト・ヤコブ病につきましては、必ずしも同一のものとは断定されておらないことを御説明いたしたいと思います。

また、クロイツフェルト・ヤコブ病につきましては、遲発性のウイルス感染症説ですか、ブリオンと呼ばれますたんばく質が病原体ではないかという説がござりますけれども、まだ明らかになつております。

けさも参議院の予算委員会で橋本総理大臣が

おつしやつておりましたが、総理の現在の政策の

主眼の一つとして景気浮揚策、好景気を一日も早く招きたい、このようなお話でございましたが、總理ならずとも、私ども国民だれしもこのことにつきましては長い間待ち望んで今日に至つてはいるところでございます。

またさらに、土地の流通の活性化ということにつきましては、このことがさらに前進いたしましたれば、現在、今国会の最大のポイントになつております不良債権問題の処理、不良債権問題の解決に大きな拍車をかける、そういうふた不良債権の今後の拡大あるいは解決という問題に対しても非常に大きな関連性を持つてくるということでござりますので、大事な問題であるというふうに考えております。

アメリカにおきましては、十年前に顕著化しましたSアンドSを中心とする不良債権問題、アメリカ版の住専と申しますが、この問題の解決及び処理に当たつて、まず第一に金融面での景気回復策に力を入れて講じました。さらに第二番目といたしましては、不動産市場の活性化を図るという努力が多方面からなされたというふうに理解をいたしております。

こうした考え方方に沿いまして今回の租税特別措置法を見てみると、まず第一に譲渡益課税につきましてですが、私は今回の改正において、売り手側に十分な処分の意欲を与えるようなバランス感覚を背景にこの改正案を考えられたものはどうしても思えないわけでございます。もう少し説得力のある、あるいは売り手側に積極的な取りを誘導するような、そうした改正が本来望まれる、そういう現況ではないかというふうに考えております。

さらに、土地保有にかかる改正でございますが、これはいわゆる地価税の税率を現行の〇・三%から〇・一五%に引き下げるという改正案でございまして、実にこれは税率を半分に下げるところがございまして、果たしてこのよなことが税収減という観点からして可能なことでござ

いましょう。

あるいはさらに、もしこういうことが簡単にできるというふうな背景を現在政府の中でお考えでありますならば、我が党の政策審議会でも議論がなさ

れておりますが、地価税そのものというのは、これはバブル期の産物でございまして、現在のように公示価格が五年間連続して下がり続けていると、さらに将来的な展望も、これは後でお伺いし

てあります。地価税そのものといふのは、こないポイントでございますが、そういう現況において果たして適切性のある法律であるかどうか。法律そのものを解消してしまうという議論はいたしておりませんが、当面このよな経済、特に不動産に関する環境下におきましては、この地

価税については凍結をされたいかがかと。今回、税率を半分に下げて、税収減のその分に入れた、それを一つのターゲットにしたお考えだと思いますが、なぜ〇・一五%に下げたかという点については、当然のこととして税の減収額を考慮に入れた、それが決算書に示すべき原資をお考えだと思いますが、それならば、さらに進んで〇・一五%から〇%にする、実質的に地価税を凍結してしまう、そしてまた将来的に必要になれば、これ

については、当然補てんすべき原資をお考えだと思いますが、なぜ〇・一五%に下げたかという点については、当然のこととして税の減収額を考慮に入れた、それを一つのターゲットにしたお考えだと思いますが、それならば、さらに進んで〇・一五%から〇%にする、実質的に地価税を凍結してしまって、そしてまた将来的に必要になれば、これ

については、当然補てんすべき原資をお考えだと思いますが、なぜ〇・一五%に下げたかという点については、当然のこととして税の減収額を考慮に入れた、それを一つのターゲットにしたお考えだと思いますが、それならば、さらに進んで〇・一五%から〇%にする、実質的に地価税を凍結してしまって、そしてまた将来的に必要になれば、これ

については、当然補てんすべき原資をお考えだと思いますが、なぜ〇・一五%に下げたかという点については、当然のこととして税の減収額を考慮に入れた、それを一つのターゲットにしたお考えだと思いますが、それならば、さらに進んで〇・一五%から〇%にする、実質的に地価税を凍結してしまって、そしてまた将来的に必要になれば、これ

については、当然補てんすべき原資をお考えだと思いますが、なぜ〇・一五%に下げたかという点については、当然のこととして税の減収額を考慮に入れた、それを一つのターゲットにしたお考えだと思いますが、それならば、さらに進んで〇・一五%から〇%にする、実質的に地価税を凍結してしまって、そしてまた将来的に必要になれば、これ

については、当然補てんすべき原資をお考えだと思いますが、なぜ〇・一五%に下げたかという点については、当然のこととして税の減収額を考慮に入れた、それを一つのターゲットにしたお考えだと思いますが、それならば、さらに進んで〇・一五%から〇%にする、実質的に地価税を凍結してしまって、そしてまた将来的に必要になれば、これ

については、当然補てんすべき原資をお考えだと思いますが、なぜ〇・一五%に下げたかという点については、当然のこととして税の減収額を考慮に入れた、それを一つのターゲットにしたお考えだと思いますが、それならば、さらに進んで〇・一五%から〇%にする、実質的に地価税を凍結してしまって、そしてまた将来的に必要になれば、これ

については、当然補てんすべき原資をお考えだと思いますが、なぜ〇・一五%に下げたかという点については、当然のこととして税の減収額を考慮に入れた、それを一つのターゲットにしたお考えだと思いますが、それならば、さらに進んで〇・一五%から〇%にする、実質的に地価税を凍結してしまって、そしてまた将来的に必要になれば、これ

については、当然補てんすべき原資をお考えだと思いますが、なぜ〇・一五%に下げたかという点については、当然のこととして税の減収額を考慮に入れた、それを一つのターゲットにしたお考えだと思いますが、それならば、さらに進んで〇・一五%から〇%にする、実質的に地価税を凍結してしまって、そしてまた将来的に必要になれば、これ

については、当然補てんすべき原資をお考えだと思いますが、なぜ〇・一五%に下げたかという点については、当然のこととして税の減収額を考慮に入れた、それを一つのターゲットにしたお考えだと思いますが、それならば、さらに進んで〇・一五%から〇%にする、実質的に地価税を凍結してしまって、そしてまた将来的に必要になれば、これ

必ずしも土地、不動産の活性化とは連結していかない、直結していない、そういうことが現状から明るかでございます。

そうした現況から、それでは一体どのようにしてその不動産の活性化を図つていくべきか。方策として私としては、まず第一に税制の抜本的な見直し、つまり、毎年毎年税率の微調整を図ることによって活性化を図ろうという努力が行われてきて、実際には成果を上げていないわけでございますが、こういう段階においてはもう少し大まかなシステムそのものとしての土地税制について見直す必要があるのではないかと考えるわけ

でございます。

さらに、その方策の二番目といたしましては、近代国家における都市計画の基本の一つでもございます公有地をふやしていくこと。これは余り大蔵省の方とは関係ないかも知れませんが、やはり国全体として当然考えていかなければいけないことだと思います。例えば、都市環境の整備のために自治体がまず土地を先行取得しまして、それが周辺土地の民間による土地取得を促進していく、こういうような都市計画の基本方針をもう

一回見直していく必要があるのではないか。特にきょうは、土地税制に関する抜本的な見直し、これをどのようにお考えになるか、大蔵省の御意見を伺いたいと思います。

○政府委員(薄井信明君) 土地税制につきましては、委員御指摘のように、平成二年秋の議論を踏まえまして現在の制度が成り立つてゐるわけでございます。土地の保有、譲渡、取得の三つの局面につきまして適正な負担を求める、また、あのバブルのときになぜこういった事態が生じたかといふことの反省に立つて、税制面で何をすべきかと

いうことから組み立てられたものでござります。その一つの考え方には、平成元年の土地基本法の制定ということが背景にあるといふことも御承知のとおりでございます。

そして、このことは必ずありますが、大蔵省は住専の不良債権処理スキーム作成に当たつて、当然、公示地価が下落するということになれば路線価格も下落するシステムになつてゐるものと思います。そこでまず懸念されるのは、住専の不

良賃額が大蔵省が想定したものよりも確実に増大するということでございます。

そして、このことは必ずありますが、大蔵省は住専の不良債権処理スキーム作成に当たつて、住専の所有資産の担保価値をどのようにして算定したかにつきまして、けさほど参議院の予算委員会で私どもの同僚議員が質問をいたしました。それに対して西村局長は、昨年、平成七年八月中旬に発表された路線価格に基づいて算定をしたもの

成二年に打ち立てた土地税制をどのように調整していくかということを今回考え、御指摘では抜本的ではないということではございますが、私ども

とすれば、極めて思い切つて譲渡所得課税あるいは登録免許税について手当てをさせていただいたと考えております。譲渡所得課税につきましては、譲渡益八千万円以下については平成二年までの状況に戻っておりますし、また、優良な譲渡につきましてはむしろ二〇%というも

のを四千万円まで残したということで、御指摘ありましたような公有地の増大等にも資する制度になつてゐるのかと思います。

私ども土地税制についてこれまでいろいろと対応してまいりましたが、今回御審議いただいている改正によって御指摘の面はかなり対応できているというふうに思つております。

○益田洋介君 先ほど申し上げましたとおり、税制の改革だけですべての問題が解決するものとは思つておりませんが、今の御決意のとおり、さらには努力を重ねていただくよう望む次第でございます。

それでは次に、今御指摘のありました地価の下落と、それからそれに関連しての住専の処理問題について御質問いたします。

○益田洋介君 先ほど申し上げましたとおり、税率を重ねていただくよう望む次第でございます。

まず、国土庁が二十一日に発表した公示地価によりますと、大変な下落が現状の問題として私たちの眼前に突きつけられたわけでございますが、当然、公示地価が下落するということになれば路線価格も下落するシステムになつてゐるものと思います。そこでまず懸念されるのは、住専の不

良賃額が大蔵省が想定したものよりも確実に増大するということでございます。

そして、このことは必ずありますが、大蔵省は住専の不良債権処理スキーム作成に当たつて、

住専の所有資産の担保価値をどのようにして算定したかにつきまして、けさほど参議院の予算委員会で私どもの同僚議員が質問をいたしました。それ

に対して西村局長は、昨年、平成七年八月中旬に発表された路線価格に基づいて算定をしたもの

であるということございまして、この路線価格の算定基準というのは、昨年一月一日の公示地価に基づいた路線価格であるというふうに理解をしております。

さらに、局長はけさほど、路線価格というのは公示地価の約八〇%を見当にしている、その残りの差額の二〇%はセーフティーファクターである、このよろな説明であつたと私は理解いたしました。しかし、今回の国土庁の発表によりますと、特に三大都市圏の商業地におきましては実際に一六%という下落率を示しているわけでござります。そつしますと、数学の苦手な私でも単純計算いたしまして、セーフティーファクターの二〇%から一六%が食い込まれたらば、もう四%しか残つていません。四%というものはセーフティーファクターではなくなつていて、あとの一六%はやはり食い込まなきやいけない。そのような算定をして直してこそ、住専の処理問題の規模の実態というのが国民の前に明らかにされるわけでございますので、これはどうしても住専の損失の増大額といふのをきつちり今の段階で新しい公示地価をもとにして算定をし直していただきなきやいけない。そうしないと、現実味を帯びた議論が全く根柢から覆されることになるわけでございます。

ある民間シンクタンク、これは二つございますが、の試算をした結果によりますと、住専の今回の地価の下落による損失の増大額といふのは実に三千八百億あるいは三千九百億、このようく言われておりませんでした。しかし、現実にこうした数値が挙がつてあるわけでございます。

思いますか、けさの段階では西村局長は明らかに思はれていますが、検討をし、発表されておりませんでした。しかし、現実にこうした数値が挙がつてあるわけでございます。

われているように、大蔵省はこの増大分の処理を二次処理案の中に算入することによって吸収させようという意図である、一次処理案ではもう間に

合わない、それについてはもう手をつけることができないから、したがつて再び先送りをして二次処理案の中に算入しよう。

そうすると、十二月十九日に発表された一次案から四次案までの中の二次案というのは、想定損失額が一兆一千億でありましたから、それにこのシングルタンクが計算した数値を用いて四千億円を追加いたしますと、二次処理額といふのは約一兆六千億円になる。そのうちの半分は財政資金を投入するというのが政府のお考へで、私どもはこれは反対なわけでございますが、仮に政府のスキームが行われた場合には、一・六兆円の半分、つまり八千億円は財政資金を投下せざるを得なくなつてますと、国民一人当たりの負担は実際に六千七百円になるわけです。もちろんこれは成人だけではございません。赤ん坊も小学生も中学生も含めた、あるいは年金生活者も含めた国民一人当たりの負担が第一次処理案で六千七百円に膨らむことになります。

第一次処理案が仮に、私どもは反対しておりますが、六千八百五十億円という国民の税抜を投入するのであれば、これは国民一人当たり五千五百円。そうしますと、一次案と二次案合わせて国民一人当たりの負担額が一万二千二百円に増大します。

こういうことになるわけでございますが、まず銀行局長、今までちょっと質問が長過ぎました
が、答弁は短くお願ひいたします。

そこであるならば、一日も早く国民の前に、議会にその算定基準と算定結果、今回一体幾ら損失額が増大するのか、これを早く示していただきたいと思いますが、いつまでにできますか。

○政府委員(西村吉正君) 金融機関の不良資産問題に与える地価の動向の影響といふのは、御指摘のようにまことに大きいものでございまして、今日の不良資産問題の原因がどこにあるか、確かに

その担保価格が下落したことの影響といふものが算定の仕方といたしまして、一兆二千億と言われていたようなものが一兆六千億になるというようないふうに申し上げたわけではございません。

ところで、先般発表をされました国土庁の調査の結果でございますが、ただいま御指摘のように、大幅に下落したところでは、例えば東京圏の商業地といふものをとりますと一七%の下落といふことになつております。全用途の全国平均で見ますと四%でございますが、土地の取引、担保になっております対象が大都市圏を中心とすることを考えますと、こういうことも考えておかなければならぬないと存じます。

私どもは、路線価と公示価格の違い、約八割程度に設定されているこの中で、今回の問題は努力の範囲内といふふうに考えておりますが、しかしながら、全体として安全性が低くなつてゐるということは否定できません。

したがいまして、我々はより一層の努力をしなければならないと考えておりますが、ただいま御指摘の計算によるリスクが大きくなつた算定方式といふものにつきましては、いろいろなもう少し違つた算定の仕方があるのではないかと考えておるところでございます。

○益田洋介君 今、算定方法にまた違つた考え方があるという局長のお話でございました。

それであるならば、一日も早く国民の前に、議会にその算定基準と算定結果、今回一体幾ら損失額が増大するのか、これを早く示していただきたいと思いますが、いつまでにできますか。

○政府委員(西村吉正君) 私の申し上げましたのは、我々といたしましては、路線価の水準といふものが公示価格の八割程度に設定されているといふことを申し上げたわけではございません。しかし、この増大分の処理方法として、具体的に大蔵省はこれからどういうふうに検討をし、発表されていくかはわからぬわけでございますが、巷間言われているように、大蔵省はこの増大分の処理を

金融機関の行動とか金融行政といふものに問題があることなどに大きな影響を受けたわけではございません。しかし、回収努力に万全を期していくことにして、今後、回収努力によって五年にわたる地価の動向といふものによって、五年にわたる地価の下落によつて非常に大きな影響を受けている

ということもまた否定できないところでございまして、このことを申し上げたわけではございません。

先ほど委員の方から御指摘がございましたよう

な試算の仕方といふものにつきましては、例えは

その担保価格が下落したことの影響といふものが算定の仕方といたしまして、一兆二千億と言われていたようなものが一兆六千億になるというようないふうに申し上げたわけではございません。

○益田洋介君 堂々めぐりになりますが、スキームを変える必要があるというふうに申し上げたわけではございません。

私どもは、路線価と公示価格の違い、約八割程度に設定されているこの中で、今回の問題は努力の範囲内といふふうに考えておりますが、土地の取引、担保において、スキームの中の損失額が増大するんだ、それに対してもどのように対応するか、これが私の質問の趣旨だったわけでございますが、何回聞いてもお答えは得られませんし、次の質問がございませんので移らせていただきます。

次に、国土庁ですが、二十一日に公示地価を発表していただき、さまざまな書類をいただいておりますが、国土庁としては、今後この公示地価といふのはどのような動向を示すのか、過去五年間の実績を踏まえてそうした展望をお聞かせ願いたいと思います。

また、端的に言つて、この土地の下落の状況はいつ底値を打つというふうにお考へなのか。これは都市部の商業ビル用地、それから二番目に中流以下の住宅地、この二つに分けてお考へをお聞かせ願いたいと思います。

○説明員(鶴川紳一郎君) ただいまお尋ねの今回の地価公示に当たりまして、ことし夏ごろまでの数カ月の見通しでござりますけれども、不動産関係団体等にヒアリングを行つております。その結果によりますと、大都市圏の住宅地につきましては、立地条件のよい地域を中心に下げどまりないことは下落幅は縮小していくという傾向が統くのではないか、全体的にはほぼ横ばいで推移するのではないかというのが大方の見方でございました。また、大都市圏の商業地につきましては、事務所の貸しビルなどの賃料が下げる兆しも最近出でております。

そのような幾つかの指標の変化も出ておりますので、当面は、地価の見通しを立てます上では、

このような動向をもう少し見定めないとなかなか見通しが立てられないのではないかという見方が大方でございました。

通しを立てております。

○益田洋介君 そうすると、まだ底をつくには時間がかかる。今のような状況で推移するということは、また来年一月一日にお調べになつて三月中旬かあるいは末ごろに国土庁が発表するであろう公示地価についてもことしと同じようなことが想定される。ということは、そうしたことも中長期的な展望として十分に加味した上でスキームそのものを見直さなきやいけないのじやないかと

いうことになりますね。

それから、スキームそのものをいじるのは嫌だというふうにどうしても局長が頑張るのであれば、スキームの中の数値は当然見直していかないきやいけないし、最新のデータに基づいて、直近のデータに基づいて計算をして数値をはじき出さなければ、六千八百五十億とか八千億とか膨大なお金が毎年毎年国民の財布から、ポケットから抜かれていくわけありますから、そういう意味で、先ほど真摯という言葉を使わましたが、真摯な気持ちで紳士らしくひとつ直近のデータで見直す、しかも早急に数値の見直しをして国民の前に、議会に発表していただくのが私は筋ではないかと思います。

ですから、今回発表されたデータに基づいて数値をまず見直していただくことが一つと、二つ目もとにしてさらに中長期的に、第二次、第三次、第四次までの処理スキームに拘泥されるのであればどのように反映していくのか。当然、損失額はふえるわけですね。毎年。そういうことですね。その二つをお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○政府委員(西村吉正君) ます、算定の基礎でございますが、私どもは昨年八月に発表されました相続税の評価額、すなわち路線価で評定しております

わけでございます。これの新しいデータというものは恐らくこしも八月の中旬ごろに発表される事になりますかと存じます。

もとより、その水準が今回発表されました地価

公示価格の動向を反映したものでは想像にかたくないわけでございますけれども、地点数

をもとより、

いたしましても、例えば公示価格が三万地点、

それに対しまして路線価が約四十万地点弱という

ような差もございますので、そういうものの結果をもよく踏まえまして考えていくべきことかと存じております。

さはさりながら、御指摘のように、この住専問題に限らず不良債権問題というものに地価の動向が与える影響といつもの非常に大きなものがござります。今後の地価の動向、特にそれが下落を

続けるというようなことがありますれば、不良資産問題にも非常に大きな影響を与えるということは私どもも十分注意しなければいけないことだと

思つております。

しかしながら、そうであればこそ、一日も早くこの不良債権対策に着手をしてその実を上げると

いうことがまた大切なことではなかろうか。そういう意味でも、一日も早く私どもにその対応策に着手をさせていただきようお願いを申し上げるところでございます。

○益田洋介君 おっしゃるとおりでございましたのは責任問題の追及と事件の全容の解明でございました。それらのものをまず第一に国民の皆さん

の前に明らかにした上で、そして必要であれ

ば、財政資金の投入がどうしても必要なのか、あるいはほかの方法で乗り切ることができるのかと

いう検討を始めるのが私は筋道であると思うわけ

でございます。

そういったわけで、恐らく国税局の方もいろいろ努力はされていると思いますが、非常に遅きに失している。順番としては逆なんです。順番としては、国税局がまずこうした問題を、一千億円などいう分散預金をして差し押さえ逃れをしようとしています。だから、どんどん土地が下がつていって

ています。

それから次に、今度は国税局にお伺いしたいん

ですが、貸し手側である住専、それから借り手、これはノンバンクを含めましてさまざまな業者があると思いますが、こうしたところに対しても税務

調査をされているというふうに心得ております。最近伝え聞くところによりますと、大阪の末野興産が住専やほかのノンバンクから調達した一千億円にも上るお金を分散預金していた、差し押さえを逃れるための目的以外の何物とも考えられないわけでございますが、こういうふうな事態がリーグしてきている。

恐らくこれは大阪の国税局と大阪府警が調べていることだと思いますし、現在検査中あるいは調査中のことについては御回答はいただけないと思

いますが、こうしたこと一千億円なんという金が隠され、そして差し押さえ逃れをしているもとで国民の税金が、その算出根拠も示されないし、また、この六千八百五十億円という損失を補

てんするためになぜ国民の税金が投入されなきや

いののかという正当性も説明されないうちに

投入されようとしておる。

こういう現状を考えますと、アメリカのSアン

ドリの問題のとき、RTCがまず最初に着手し

たのは責任問題の追及と事件の全容の解明でございました。それらのものをまず第一に国民の皆さん

の前に明らかにした上で、そして必要であれ

ば、財政資金の投入がどうしても必要なのか、あ

るいはほかの方法で乗り切ることができるのかと

いう検討を始めるのが私は筋道であると思うわけ

でございます。

○政府委員(内野正昭君) お答えいたします。

一般論として申し上げますと、国税当局とい

しましては、あらゆる機会を通じまして課税上有効な資料情報の収集に努めまして、これらの資料と納税者から提出をいただきました申告書等を総合検討いたしまして、課税上問題があると認められる場合には実地調査を行つなどによりまして適正な課税に努めているところでございます。

先生の御指摘にもございました今回の住専問題

につきましても、その関係者の課税処理が適切に

行われているかどうかにつきまして国税当局とい

たしまして強い関心を持っておりまして、今後と

も適正かつ厳正に対処してまいりたいと思いま

す。

○政府委員(内野正昭君) お答えいたします。

適正かつ厳正に、しかも迅速にお願いしたい、

これが私の希望でございますので、ぜひよろしく

お願ひいたします。

最後に、公益法人の収支計算書の提出義務につ

いて、今回の改正案で提出義務が課せられるとい

うことで、幾多の労働組合や宗教法人からかなり

強い反発が聞こえてきております。

そして、彼ら

の言い分というのは、納稅義務のない公益法人が

なぜ収支計算書を義務づけられなきやいけないの

か。言い方によりますと、ある労働組合の顧問弁護士は、これは憲法二十一条に抵触するんじゃない

ほどの危険性のある、これは御答弁願わなくて

も、もともとこの改正の趣旨といつのは課税の適

正化を図りたいということであつたといふうに

思つておりますが、適正化を図る余りに、また逆

に本当に国家の不當な介入につながるという危惧

がないのかどうか。

こちらにつきまして、私は、日教組御出身でございます大蔵大臣から、どのようなお考えか、本当に課税の適正化が進められるのか、そして國家の不当な介入がない、憲法違反にならないといふような確信をお持ちなのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○政府委員(薄井信明君) 趣旨について私から最初に御説明して、大臣から説明いたします。一言だけ申し上げます。

公益法人課税につきましては、宗教法人の話ばかりでなく、ここ数年課税の適正化ということが私ども求められてきております。この点について各方面の議論を踏まえまして、今回収益事業を行つていなしの公益法人等につきましても収支報告書を提出していくことによって一層の適正化が図られると思っております。

なお、御存じのよう、公益法人等につきましては他の法人と違つて税が優遇されているというか、その公益法人の性格に応じてといいますか、それを踏まえていろいろな特典があるわけでございまして、その特典を持つてゐる公益法人等につきまして、今申し上げたような趣旨から収支報告書を出していただくことは憲法に違反するとは考えておりません。

○国務大臣(久保宣君) 出身とは関係ございませんが、大蔵大臣としてお答え申し上げます。

ただいま主税局長から答弁を申し上げましたけれども、今回の改正は、過度な事務負担を強いることがないように小規模の法人に配意をしつつ、課税の適正化という観点から労働組合を含むすべての公益法人等に対して収支計算書の提出を求めるものであり、与党の合意も得て、このことは適切なものであると考えております。

つまり、公益法人としての権益を受けるその法人の場合には、小規模のところは別にしましても、収支計算書を提出していくことなど必要なのではないか、そのことは適法に行われるものと、こういうことでございます。

○吉岡吉典君 私は、今問題になつた公益法人の収支計算書の提出義務の問題についてお伺いします。

今、若干の論議がありました。この新しい租税特別措置法の一部改正案では、今説明がありましたが、一定の小規模な法人を除き、収支計算書を所轄税務署長に提出しなければならないこととする、こういうふうに決められております。

(委員長退席 理事石川弘君着席)

今も大蔵大臣は、課税の適正化のために適当な措置だと、こういふ答弁ですが、まず考えていただいたいのは、これまで税務署とかあるいは税金と関係のなかつた公益法人、とりわけ労働組合からは、法人格を取つてゐる限り税務署長に対する収支計算書の提出を義務づけられるということ、こういうことが今度の法案で提起されているといふことがわかつて大変衝撃が広がつてゐるところです。そして今、労働組合から国会にも各議員のところへも、きのうも衆參両院議長あての要請書を取り次いでくれといつて労働組合の代表がお見えになり、早速約百ぐらの労働組合の要請書を私は參議院議長の方にお届けいたしました。

その一部をちょっと紹介してみますと、こういふふうに書かれております。全文は略します。

本来、公益法人としての届け出の有無にかかわらず労働組合は、収益事業を営む場合を除き課税の対象にはなつていません。およそ課税対象でないものが、税務署に「収支計算書」を提出する義務がないことは当然です。

つきましては、法案審議にあたり、左記の内

容の実現のために御尽力下さいますよう強く要請します。

一、収益事業を営まない公益法人等に対する収支計算書の所轄税務署長への提出義務づけをやめること。

少なくとも労働組合についてはその対象から除外すること。

これは大阪の労働組合ですが、そのほかいろいろな労働組合からいろいろな文面の要請書が来ております。恐らくここにおいての議員の皆さんとのところにもこういふ要請が行われたと思います。

(理事石川弘君退席、委員長着席)

いずれにせよ労働組合は驚いています。どうして突然こういふ労働組合に税務署長への収支計算書の提出を収益事業をやつてゐるいなかわらず義務づけるというふうなことを考え方であります。この文面は労働組合について書いてあります。私が、私は労働組合だけではなく、収益事業を行つてない公益法人にこういふことを義務づけるというは問題だと思います。大臣にもう一度御見解を述べていただきます。

○政府委員(薄井信明君) 現行の法人税法上は、労働組合のみならず公益法人等その内訳は、民法三十四条に基づきます財團法人、社團法人、社会福祉法人、宗教法人、それから今御指摘の労働組合等も含まれますが、こうした公益法人等につきましては、収益事業を営む場合にのみ御指摘のように法人税の納稅義務を付しております。

公益法人等が収益事業を開始した場合には、収益事業の開始届け出書を税務署に出していただけております。また、その後収益事業を営んでいる場合には、毎年確定申告書を出していく必要があります。その確定申告書には、収益事業に関係します貸借対照表あるいは損益計算書を出していく必要があります。このことは、憲法の保障する結社の自由と団結活動を侵害する危険性を含むとともに、国家による労働組合活動の自治への介入につながる重大な問題といわねばなりません。

つきましては、法案審議にあたり、左記の内

ところが、収益事業を営んでいない公益法人等につきましては、現在の制度では収益事業の開始届け出書も確定申告書も提出不要となつております。今回の改正は、公益法人等の収益事業について課税が適正であるかどうかということに非常に国民的な関心が高まつてゐることを背景にいたしまして、収益事業に該当する事業を行つてゐながら無申告となつてゐる方を把握するといったようなことに役立つならば、適正な課税を実現できるわけでございます。収益事業を営んでいない公益法人等についても法律上収支報告書をお求めるということによつてその求めにこたえていきたいなことに役立つならば、適正な課税を実現できるわけでございます。

なお、税務署と労働組合との関係ですが、私ども公益法人等全体の問題として考えておりまして、労働組合を意識しながらこの制度をつくつてあるわけではございません。また、現在の所得税の世界にも、所得がなくとも総収入金額が三千万円を超える方の場合には、確定申告義務がないんですけれども、総収入金額報告書を提出していただくという仕組みを持っておりまして、これとある意味では横並びの制度でございますし、また支払い調書とか各種の調書を納稅義務とは無関係にいただいているケースもございます。これは、

全體として適正・公平な課税、税金を納めている人と納めていない人、脱税している人としていたい人の間をいかに適正にするかということから許されてゐる制度だと思います。そういう意味で今回も課税の適正化上許される制度であるというふうに考えておる次第でございます。

○吉岡吉典君 今たくさんのことをおつしいました。一つ一つこれからやつてきますが、まず最初に、労働組合が今一番頭にきてることの一つは、全く不意打ちにこんなことがちよつと普通の素人には気がつかない形で織り込まれてゐるということについてなんですよ。問い合わせも随分来ます。本当にそういうことになつてゐるのかという。この数年論議になつたなんといつておつやるけれども、労働組合、法人格を持つてゐる

しゃった。私は労働組合だけを言つてゐるわけじやない。たまたまこのことを發見した労働組合が申し入れに来、議長に対する要請書もぜひ渡してもらいたいと言つてきたから、現にある文書をは、今言つたように、もう脱税容疑者とみなす根本的な問題がはらんでいるということを申し上げたい。

それから、税制上のいろいろな特典を受けているとおっしゃつた。収益事業を行っていない公益法人は何の特典を受けていますか。収益事業を行つてゐるところは特典を受けていますよ。そこは全部申告もし、納税もしているわけです。収益事業をやつていないところがどんな特典を受けているか。これもあんたら何とかへ理屈つけて無理を通そうとしている、そういうことですよ。そんなむちやくちやな話ありませんよ。僕は、これは大蔵大臣、考えてもらわなくちゃならないことだと思います。

そして、結局、去年一部の宗教法人の、税制上の優遇措置を受けながらいろいろな活動上問題があることが論議になつた。論議になつたこの際、かねてからねらつてゐる公益法人への課税を一挙にやつちやえということだとしか私には思えないのである。

ですから私は、これはまずやり方から国民的な十分な審議を経、主務官庁の立場を十分尊重して、答申でも言つてゐるようにやり直してもらいたい。大臣、これだめですよ。

○政府委員(薄井信明君) 御指摘のように、私も主務官庁が公益法人の管理監督について十分やつていただきたいということは日ごろ言つております。そこで、税調答申もそのことについて我々に對して指摘しているというふうに受けとめております。

○吉岡吉典君 あんたね、今私が言つたことについてのそれじや答弁になりませんよ。

私は、それじやも一つ聞きます。収支計算書が出なかつたらどうしますか。

○政府委員(薄井信明君) 法律上出していただきたいということですので、税務当局から出していく

ただくべくお願ひに伺うことがあるうかと思います。

○吉岡吉典君 そうすると、それは出されても出されなくてもしようがないと、そういうことですか、お願いはするけれども。

○政府委員(薄井信明君) 税法の全体の中でこの収支報告書の報告は義務づけて適切であると私ども考えておりますが、これに罰則をつけてまで強制するのは適切でないということです。私どもは各公益法人等が収支報告書を御提出いただけることを期待しております。

○吉岡吉典君 これは自由意思の模様ですね。

もう一つ聞きます。労働組合を意識していない方の頭の中にはどこかやりたいところがある、しかし、そこだけをやるわけにいかないから公益法人はどこであれこういうことをやるべきではないという意見ですけれども、しかし、あなた方の頭の中にはどこかやりたいところがある、ということを非常に強くアクセントを置いて言わされた。ということは、私は、収益事業をやつていない公益法人はどこであれこういうことをやるべきでないという意見ですけれども、しかし、あなた方はこの際全部ということに聞こえるし、そういう説明をなさつた人も私は事前レクを聞いたところにはありますと全然実行されないわけですね。平成二年に出された答申の中では、この中心になつてゐるのは、建設国債を五年間で公債依存度5%にしなさいという、そういう答申がなされたとございました。

ただ問題は、それじや審議会で答申が出されたら、それをそのまま実行できるんだろうかと。過去の例を見ますと全然実行されないわけですね。平成二年に出された答申の中では、この中心になつてゐるのは、建設国債を五年間で公債依存度5%にしなさいという、そういう答申がなされたとございました。

そこで、今まで出された答申が、それじや大蔵省としてどうしてできなかつたのか、やっぱりきちんと一つ一つについて総括をしてみる必要があるんではないだろうか。どこに問題があつたんだら、課税を目的とした収支報告書を出させるわけですから、これは私はもう日本の税制のさまざまなもの原則からいつても、また国結権等々、憲法上の権利からいつてもこうすることはやるべきでな

い、そういうふうに思います。

大蔵大臣、これは考え直してもらいたいと思いますが、どうですか、最後に。

○國務大臣(久保亘君) 今、吉岡さんの御見解はよく承りました。

私もとしては、今回このよつなことをお願いいたしておりますので、当委員会においてお決めいただきたいと存じます。

○山口哲夫君 二月二十二日の当委員会で質問をいたしました財政再建について、引き続き質問をいたしたいと思います。

当日私は、これほどまでに赤字を抱えている我が国の財政を立て直すためには審議会の答申を待つてはいたんではもうこれはできないと。むしろ、総体的にどうしたら財政再建ができるのか、具体的な方針を大蔵省みずから立てて、そういう方針で諮問をしていくべきではないんだろうかと、こういう提案をしたわけです。

アメリカのように、ここまで来たらやはり財政再建のための立法化をもう考えるべきときではないんだろうかと、そういうような提案もいたしましたけれども、大蔵大臣からは、今審議会の方にお願いをしているところなんど、こういうお答えでございました。

ただ問題は、それじや審議会で答申が出されたら、それをそのまま実行できるんだろうかと。過去の例を見ますと全然実行されないわけですね。平成二年に出された答申の中では、この中心になつてゐるのは、建設国債を五年間で公債依存度5%にしなさいという、そういう答申がなされたとございました。

そこで、今まで出された答申が、それじや大蔵省としてどうしてできなかつたのか、やっぱりきちんと一つ一つについて総括をしてみる必要があるんではないだろうか。どこに問題があつたんだら、課税を目的とした収支報告書を出させるわけですから、これは私はもう日本の税制のさまざまなもの原則からいつても、また国結権等々、憲法上の権利からいつてもこうすることはやるべきでな

い、そういうものに基づいて、この各国の財政再建の方途についても参考にしつつ、今私が省内に要請をいたしておりますのは、具体的に財政再建のために歳入、歳出両面にわたつてどのようなことをやるべきか、どういう目標に向かつて進めるべきか、こういうことについて検討し、その結果をおも、検討の結果を省内においても整理をいたしております。

こういうものに基づいて、この各国の財政再建の方途についても参考にしつつ、今私が省内に要請をいたしておりますのは、具体的に財政再建のために歳入、歳出両面にわたつてどのようなことをやるべきか、どういう目標に向かつて進めるべきか、こういうことについて検討し、その結果をおも、検討の結果を省内においても整理をいたしておきます。

そこで、今まで出された答申が、それじや大蔵省としてどうしてできなかつたのか、やっぱりきちんと一つ一つについて総括をしてみる必要があるんではないだろうか。どこに問題があつたんだら、課税を目的とした収支報告書を出させるわけですから、これは私はもう日本の税制のさまざまなもの原則からいつても、また国結権等々、憲法上の権利からいつてもこうすることはやるべきでな

い、そういうものに基づいて、この各国の財政再建の方途についても参考にしつつ、今私が省内に要請をいたしておりますのは、具体的に財政再建のために歳入、歳出両面にわたつてどのようなことをやるべきか、どういう目標に向かつて進めるべきか、こういうことについて検討し、その結果をおも、検討の結果を省内においても整理をいたしておきます。

そこで、今まで出された答申が、それじや大蔵省としてどうしてできなかつたのか、やっぱりきちんと一つ一つについて総括をしてみる必要があるんではないだろうか。どこに問題があつたんだら、課税を目的とした収支報告書を出させるわけですから、これは私はもう日本の税制のさまざまなもの原則からいつても、また国結権等々、憲法上の権利からいつてもこうすることはやるべきでな

を申し上げたわけですが、財政再建への道

として、国民の皆様方の御論議、御同意も得られるような努力もしなければならないということも申しているところでございます。

○山口哲夫君 この間の論議は、まず、今財政審議会にお願いをしておりますということが一つ、それから与党三党としてもどう財政再建をするべきかということを今検討しているというお話をございました。

そうしますと、今大臣のお答えを聞いておりますと、そういう意見というもの踏まえて具体的にそれで、今抱えている建設国債二百四十兆ですか、それから赤字国債七十兆を超えておりますね。特にその赤字国債を早急にやつぱり償還していかなきやならないだろうと思うんですね。

○國務大臣(久保宣君) 大蔵省の考え方というのもまとめなければならぬと思っております。

しかしこの問題は、私は、国会が政府に対して要求するということだけではなく、国会御自身においても、立法府の権限において財政再建の道についてぜひ御論議をいただきたいと思つておいでございます。

そのような立場から、与党三党も財政再建を協議する場をつくるということでお決めいただいているのであります。各面の努力が集約されて財政再建の方向が出てくることを期待いたしております。それは余り長い時間をかけてはいけないことだと思っております。

○山口哲夫君 国会で議論するのはそれは当然のことで、結構ですよ。私たちだって、アメリカの

ように財政再建法、そういうことも考えてみたい、そんなように考えていることにしてね。

だから講論するのは結構なんだけれども、問題

はやっぱり予算の編成権を持つて、財政に責任を持たなきやならない大蔵省 자체がどうするのか。政府全体として、これだけの赤字を克服する

ためには一体どうしたらいいのか、そういうこと

を真剣にやっぱり考える必要があると思うんです。

それから与党三党としてもどう財政再建をするべきかということを今検討しているというお話をございました。

そうしますと、今大臣のお答えを聞いておりま

すと、そういう意見というもの踏まえて具体的にそれで、今抱えている建設国債二百四十兆ですか、それから赤字国債七十兆を超えておりますね。特にその赤字国債を早急にやつぱり償還していかなきやならないだろうと思うんですね。

○國務大臣(久保宣君) 各面の御意見も徴した上で、私が先ほど申し上げましたように、平成九年度の予算編成がぜひ財政再建初年度となるよう

やりたいということを繰り返し申し上げているの

であります。

○山口哲夫君 それは当然のことだと思うんです

よ。だから、平成九年度の予算が財政再建の初年度になるようにと申します。

○國務大臣(久保宣君) 財政再建といいます以上

は、特例公債の発行をどの時点においてなくする

かという目標を立ててやることは、これはもう当然過ぎるほど当然のことではないでしょうか。

○山口哲夫君 今までではそういうような考え方でやってきてるだけれども、結局は、特例公債

の発行はやめようと思ってやめたけれども、また

何年もしないうちに発行せざるを得ないような状況というのが続いているわけなんですよ。なぜかといえば、やっぱり長期的な財政再建のそいつた計画がないからだと思うんですよ。

例えれば、大蔵省の方で出している財政中期展望、平成七年度から平成十一年度の試算がありま

すね、一、二、三という。これを見ますと、三が一番堅実なものなんでしょう。それを見まして

も、特例公債を平成八年度では十一兆九千九百八

十億だ、それを九年度には約三兆円くらい下げる

八兆円だ、十年度にはさらに一兆三千億くらい下げて六兆七千四百億だ、十一年度では五兆三千九百億だというふうに、確かに特例公債は下げる

いう方針は出している。

それじゃ、下げるに当たって一体どういうふうに財源を求めているのかなと思うたら、それがいつも出てこないんです。最後に出てきていているのは、要調整額として赤字は逆にふえていくのです。

赤字克服をどうするかという方針を、それじゃ来年きちっと出しますか。我々は十分論議する意

思あります。

○國務大臣(久保宣君) 各面の御意見も徴した上で、私が先ほど申し上げましたように、平成九年度の予算編成がぜひ財政再建初年度となるよう

やりたいということを繰り返し申し上げているの

であります。

○山口哲夫君 それは当然のことだと思うんです

よ。だから、平成九年度の予算が財政再建の初年度になるようにと申します。

○國務大臣(久保宣君) 財政再建といいます以上

は、特例公債の発行をどの時点においてなくする

かという目標を立ててやることは、これはもう当然過ぎるほど当然のことではないでしょうか。

○山口哲夫君 今までではそういうような考え方でやってきてるだけれども、結局は、特例公債

の発行はやめようと思ってやめたけれども、また

何年もしないうちに発行せざるを得ないような状況というのが続いているわけなんですよ。なぜかといえば、やっぱり長期的な財政再建のそいつた計画がないからだと思うんですよ。

例えれば、大蔵省の方で出している財政中期展望、平成七年度から平成十一年度の試算がありま

すね、一、二、三という。これを見ますと、三が

一番堅実なものなんでしょう。それを見まして

も、特例公債を平成八年度では十一兆九千九百八

心配なんですがね。

これ以上赤字がふえますとインフレの心配さえあるということが随分言われていますね。そういうことを考えたときに、やっぱりもつこの辺で具体的に財政再建の対策を講じていかなければ、これは国際的にも及ぼす影響は大きいと思うんです。

今もう一国の財政赤字というのはその国だけの問題ではないというふうに書かれてるわけですね、国際的に影響するんだと。そういうことを考えたときに、やっぱり我が国の責任というの

ますよ。特例公債は下ります、赤字国債はあるべくなくしましょう、そのかわりに逆に赤字はふえていくんですという数字しか出でないわけで

す。

だから、やっぱり大臣がおっしゃるようなこと

であれば、具体的にそれじゃ歳出は一体どこを切るのか、新たに歳入はどこに求めるのかと、そういう計算を長期的な展望に立てる示してもらわなければ、これは無理ではないですか。

○國務大臣(久保宣君) 今お示しになりましたのは、財政中期展望として国会にお示ししましたものは、これはこのよろしい条件で推移をすればこうなるという試算を示しているのであります。だからそれが再建の目標を示しているということではございません。

そのような厳しい状況の中、どのようにして再建の道を歩むか。これは歳入・歳出両面をどのようにするかという以外に方法はないわけであります。もちろん大きくは経済の景気回復によつて税収増を図るということも重要なことでございま

すが、しかし、歳出・歳入の両面からどのような再建の方策を立てていつたらいかというようなことについて、ぜひ私は、今までの歳出面等に関する見直し等につけても大胆なことが今求められていると思っております。そういう中で、国会の御協力を最大限にいただきながら、大蔵省としてすべきことを進めてまいりたい、このように思つております。

○政府委員(伏屋和彦君) お答え申し上げます。

先ほど山口委員が言われました財政の中期展望といいますのは、これは特例公債発行下におきま

す過去の諸試算の例に倣いまして、大臣から御答弁申し上げましたように機械的な姿を示したわけ

でござります。したがつてあれは機械的な試算でございまして、その中に示されているところは、私ども国会に御提出申し上げましたんで

が、先ほど委員がまさに言われたように、第三のケースにおいてすらも三年後の十一年度には約十兆円という巨額の要調整額が発生する。どのケー

スをとつてみましても、今後の財政事情は特例公債のみを減額するだけでも大変な努力が必要であるということが示されていますし、また、読んでいただきますと、「基本的考え方」に示されている内容といたしまして、今後の財政改革の道筋を展望いたしますと、かつて特例公債依存からの脱却を目指して財政改革を強力に推進していた時

代と比べましても極めて深刻な事態である。

そういうことで、では具体的にどういう内容、どういう歳出削減という考え方立てるべきかということにつきまして、やはりこの「考え方」でも歳出全般について、これは何度もお答え申し上げておりますが、今日の情勢のもとでお財政が関与すべき分野が否かという行財政の守備範囲の見直しの観点に立って、特定の分野を聖域とすることなく制度の根本にまでさかのばつて洗い直しを行うことが重要な課題であると考えておるわけございます。このよくな中期展望と、それから国会にもお出ししております「基本的な考え方」を財政制度審議会特別部会にもお示ししながら御審議いただいているわけです。

加えまして、大臣が答弁されましたんですが、与党の場においても検討の場がござりますし、国会でもいろいろ御議論いただいて、そしてそれらの御議論を踏まえまして、今回の八年度予算で再び当初予算から特例公債の発行を余儀なくされたわけですが、今いろんな議論の場がござりますが、その議論の場における、具体的な目標をどういうぐあいに設定していくのかとか、どのくらいの期間を視野に入れていくのかとか、それから具体的な方策をどう考えていくかということを、そういう御議論を含めまして、そして幅広い議論を進めながら、大蔵省としてその上で検討を進め具体的に財政改革に取り組んでいきたいといふ考え方を繰り返し申し上げておるわけでござりますので、御理解いただきたいと思います。

○委員長(片山虎之助君) 答弁はもつと端的に、

簡潔に。

きりさせてくださいと聞いているんですよ。

○山口哲夫君 失礼ですよ、あなた。大臣に、そこまでおっしゃるんであれば、具体的に財政再建を十年間でやるんですか、十五年間でやるんですか、そういう方針をお示しくださいと言つて頼んでいますのに、何であなたはさつきから資料を一生懸命説明するんですか。私はさつきの資料については、こういう単なる単純計算をやるんなら私もできますよと。

問題は、これだけの赤字をどうやつたら克服できるのか、やることが大蔵省のまず責任ではないですか、政府全体としてどうしたらいいんですか、それをやらなければ大変なことが起きるんじやないですかということで、大臣に、せつかく前向きになつておるんだから、それじゃ平成九年度を初年度とするという考え方でやろうとしているんだから、じや長期計画をお立てになりますねという、そこを答弁してくださいと言つておるわけよ。大臣に聞いておるんだ。答弁できないんですけど、大臣。

○政府委員(伏屋和彦君) 今の中期展望は、まさに今先生が言われたような姿を示しまして議論の土台としていただくわけございます。その上に立ちまして、そして具体的な、今先生が言われるような、一体どのような期間を視野に入れていくのが適当かという御議論があると思います。その御議論を踏まえた上で私ども真剣に取り組んでもいいないと申し上げておるわけですが、今までやつてきたんだけれどもそれを出さないわけにはいかないということで、特例的な立法で禁じられているんですね、もともとは。しかし、禁じられているんだけれどもそれを出さないわけを受けとめておきます。

それでもう一つ、赤字国債というのは財政法でいつた赤字を十年なり十五年で完全に解消するというような計画を出すというふうに私どもの方としては受けとめておきます。

それでもう一つ、赤字国債というのは財政法で禁じられているんだけれどもそれを出さないわけにはいかないということで、特例的な立法で今までやつてきたんだけれども、建設国債では、これは資産として残るわけですから、橋でも港でも資産として残つて、将来の子供たち、孫たちの時代までそれは使われるんですから、償還期限を六十年にするというのはわかるんですけれども、赤字国債というのはこれは資産が一つも残るものじゃないわけですね。それをなぜ償還期限を六十年にしなければならないんですか。

○政府委員(伏屋和彦君) お答え申し上げます。

○吉岡吉典君 私は、日本共産党を代表して、提案されている三案のうち、租税特別措置法一部改正案、關稅定率法等の一部改正案に対して反対、平成八年特別減税法案に賛成の討論を行います。

まず、租特改正案について述べます。第一に、正案、關稅定率法等の一部改正案に対して反対、制と証券税制の大緩和を図っています。これ

す。しかしながら、厳しい財政事情のもとで、より短期の一定年限で償還するようナルールを特例公債についても設定するとすれば、結局それは財政事情を、そのまま償還の負担というものがござりますから、ますますさらに財政事情を厳しくすることになるわけでございます。したがいまし

て、私どもやむを得ない選択として建設公債と同様の六十年償還ルールによつてきているところでございます。

そういうことでございますので、やはり本来なら特例公債残高ができるだけ早く減少させなければならぬわけございます。そういう意味でやむを得ず六十年ルールに従つておるわけでございまが、毎回法案をお出しするときは、今回の特例公債の法案もそうでございますが、減債規定を設けておりまして、速やかに特例公債の残高を減少させるよう努力するということでございま

す。

今後とも、そういう意味ではこの減債規定の趣旨とか、それからいろいろ審議会の答申等もございまして、特例公債の残高を速やかに減少させていくよう、できる限り早期償還に努めていく必要がありますと考へております。

○山口哲夫君 時間が来ましたので、後でまたやります。

○委員長(片山虎之助君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより三案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○吉岡吉典君 私は、日本共産党を代表して、提案されている三案のうち、租税特別措置法一部改正案、關稅定率法等の一部改正案に対して反対、正案、關稅定率法等の一部改正案に対しても反対するという性格のものであるわけでございま

するものであります。

また改正案は、大企業優遇の不公平税制について、引当金、準備金は言うに及ばず、租税特別措置についても十分な見直しを行わず、そればかりか、新たな措置の拡大すら行われています。消費税の税率引き上げの前に検討しなければならないこととされている見直しすら、真剣に取り組まれた形跡が見えません。

改正案はまた、公益法人課税強化の一環として、収益事業を営んでいない法人にも收支計算書の提出を義務づけています。これは、労働組合など民主的団体の憲法に基づいた自由な活動に対する国家による干渉につながりかねないものとして、危惧されるところであります。

次に、関税定率法等の改正案について述べます。改正案は、昨年末のAPEC大阪会議での公約に基づいて、ウルグアイ・ラウンドで我が国が合意した関税率引き下げのうち、六百九十七品目の鉱工業品について二年前倒しで実施しようというものであります。この中には繊維製品など国内の関連産業に一定の影響を与えるものもあり、我が国の一方的な関税引き下げは、望ましいものとが言えません。

さらに改正案は、革、革靴の関税割り当て數量の増加を図っていますが、一昨年のウルグアイ・ラウンド合意による毎年の税率引き下げに加えて、今回の措置は零細な国内の関連産業をますます苦境に陥らせるものであります。

最後に、特別減税法案については不十分ながら賛成であります。

以上で三案に対する討論とします。

○委員長(片山虎之助君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより順次三案の採決に入ります。

まず、平成八年分所得税の特別減税のための臨時措置法案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(片山虎之助君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

直嶋君から発言を求められておりますので、これを許します。直嶋君。

○直嶋正行君 私は、ただいま可決されました租税特別措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議・平成会・社会民主党・護憲連合及び新社会党・平和連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 國民の理解と信頼に基づく税制の確立のため、公平・公正の見地から税制全般にわたる不斷の見直しを行うとともに、特に租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。

一 變動する納稅環境、業務の一層の複雑化・国際化、制度改正等に伴う事務量の増大及び租税執行面における負担の公平確保の見地から、國税職員については、その職員の年齢構成の特殊性等從來の経緯等に配慮し、今後とも処遇の改善、職場環境の充実及び定員の一層の確保に特段の努力を行うこと。

右決議する。

以上でござります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま

○委員長（片山虎之助君） ただいま直鳴君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（片山虎之助君） 全会一致と認めます。よつて、直鳴君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とする」とに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、久保大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際 これを許します。久保大蔵大臣。

○国務大臣（久保宣君） ただいま御決議のあります事項につきましては、政府といたしましては、御趣旨に沿つて配意いたしてまいりたいと存じま

一 著しい国際化の進展等による貿易量及び出入國者数の伸長等に伴い税関業務が増大、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理に加え、銃砲を始め、麻薬・覚せい剤、知的財産権侵害物品、ワシントン条約物品等の水際における取締りの強化に対する国際的・社会的要請が高まっていることからかんがみ、税関業務の一層の効率的・重点的な運用に努めるとともに、税関業務の特殊性を考慮して、今後とも、中長期的展望に基づく税関職員の定員の確保はもとより、その待遇改善、職場環境の充実等に特段の努力を行うこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(片山虎之助君) ただいま梶原君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(片山虎之助君) 全会一致と認めます。

よつて、梶原君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、久保大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。久保大蔵大臣。

○國務大臣(久保亘君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿つて配意してまいりたいと存じます。

○委員長(片山虎之助君) なお、三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(片山虎之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時二十五分散会

【参議院】

平成八年四月九日印刷

平成八年四月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

〇